

○文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月10日条例第43号）

第六章 文京区リサイクル清掃審議会

（設置）

第七十一条 廃棄物の適正な処理及び再利用を行い、清掃事業の効率的な運営を図るため、区長の附属機関として文京区リサイクル清掃審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第七十二条 審議会は、前条に規定する目的を達成するため、区長の諮問に応じ、次の事項を調査し、又は審議する。

- 一 廃棄物の処理の基本方針に関すること。
 - 二 その他重要な事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し区長に意見を述べることができる。

（組織）

第七十三条 審議会は、委員二十二人以内をもって組織する。

- 2 区長は、前項に規定する委員のほか、特別の事項を調査し、又は審議するため、必要があると認めたときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員は、区長が委嘱する。
- 4 臨時委員は、区長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第七十四条 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会）

第七十四条の二 区長は、特別の事項を調査し、又は審議するため、審議会に部会を置くことができる。

（会長の選任及び権限）

第七十五条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- （招集）

第七十六条 審議会は、区長が招集する。

（定足数及び表決数）

第七十七条 審議会は、委員及び議事に關係ある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係ある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第七十八条 審議会は、必要があると認めたときは、関係実施機関の職員その他の關係者に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要とする資料の提出を求めることができる。

（委任）

第七十八条の二 第七十三条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年3月31日規則第12号）

第四章の二 文京区リサイクル清掃審議会

（組織）

第六十一条の二 条例第七十三条第一項に規定する審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- 一 学識経験者 三人以内
- 二 区内関係団体等の構成員 十三人以内
- 三 公募区民 六人以内

（臨時委員）

第六十一条の三 条例第七十三条第二項に規定する臨時委員の任期は、当該臨時委員が調査し、又は審議する事項の調査又は審議に必要な期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（再任の制限）

第六十一条の四 条例第七十四条の規定による委員の再任は、二回までとする。

（部会）

第六十一条の五 条例第七十四条の二に規定する部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

- 2 部会に座長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。
- 3 部会は、座長が招集する。
- 4 座長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する委員のうちから座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 座長は、部会が調査し、又は審議した結果を審議会に報告しなければならない。
- 7 部会の定足数及び表決数については、条例第七十七条の規定を準用する。

（関係者からの意見聴取）

第六十一条の六 会長は、条例第七十八条の規定により、関係実施機関の職員その他の関係者に出席を求め、その説明又は意見を聞くとするときは、当該関係者にその旨を通知する。

- 2 座長は、部会の調査又は審議に際し、関係実施機関の職員その他の関係者に出席を求め、その説明又は意見を聞く必要があると認めたときは、当該関係者にその旨を通知する。

（会議の公開等）

第六十一条の七 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会において特に必要があると認めたときは、非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議の内容を記録した議事録を作成し、保存するものとする。

（幹事）

第六十一条の八 審議会が行う調査又は審議を補佐し、及び会務を処理するため、審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、資源環境部長、資源環境部リサイクル清掃課長及び資源環境部文京清掃事務所の職にある者とし、常に審議会に出席する。

- 3 幹事は、審議会において説明を求められたときは、意見を述べることができる。

（庶務）

第六十一条の九 審議会の庶務は、資源環境部リサイクル清掃課において処理する。

（委任）

第六十一条の十 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

文京区リサイクル清掃審議会の会議の傍聴及び会議録の公開について

1 傍聴について

(日時等の周知)

- (1) 傍聴希望者の利便に資するため、文京区リサイクル清掃審議会（以下「審議会」という。）事務局は、審議会の開催日時決定後、すみやかに区ホームページ及び区報（区報については発行スケジュールにより対応可能な場合のみ）等を用いて区民に周知する。

(傍聴の申込)

- (2) 傍聴の申込は原則10名以内とし、当日、会場で先着順に受け付ける。

(審議会の傍聴)

- (3) 傍聴者の席は審議会委員と別に設け、会議で発言することはできない。ただし、傍聴者の審議会についての意見・要望等があるときは、事務局に提出することができる。この意見・要望等は、次回の審議会において配付する。

(傍聴を認めない者)

- (4) 武器・凶器又は危険物を携帯した者、酩酊した者、異様の服装をなした者等、会場の風紀を乱す恐れのある者については傍聴を認めない。

(秩序の維持)

- (5) 傍聴者は、審議会の許可なくして、録音をとり、又は撮影すること、騒ぎ立てるなど議事の妨害することをしてはならない。

(秩序を乱す者への対応)

- (6) 傍聴者が上記規定に違反したときは、会長はこれに退場を命じることができる。

(傍聴禁止等)

- (7) 会長が傍聴禁止を宣言し、又は退場を命じたときは、傍聴者は、すみやかに退場しなければならない。

(資料の取扱)

- (8) 審議会資料は、審議会傍聴者一人ひとりに配布し回収はしないこととする。ただし、会長が閲覧にとどめるべき特段の理由があると判断したときはこの限りでない。

2 会議録等の公開について

(会議録の作成)

- (1) 会議録は要点筆記とし、審議会委員の承認を得るものとする。

(会議録等の公開)

- (2) 会議録は審議会委員の承認を得た後、行政情報センターにおいて公開する。また、配布資料についても同様に公開する。

- (3) 会議録は区ホームページに掲載する。配付資料、参考資料については、掲載可能なものについて掲載する。

3 部会について

傍聴及び会議録等の公開については、審議会と同様の扱いとする。